

秘密保全法に反対する議長声明

1 政府は 2011 年 1 月、尖閣諸島沖の中国漁船衝突に関する映像流出事件などを受け、「秘密保全法制に関する有識者会議」の初会合を開き、同年 8 月 8 日に「秘密保全のための法制の在り方について(報告書)」を出した。

そして、「政府における情報保全に関する検討委員会」は、同年 10 月 7 日、次期通常国会への提出に向けて法案化作業を進めることを決定した。

本法案は、①「国の安全」「外交」「公共の安全・秩序の維持」の 3 分野における秘匿性が高い情報を「特別秘密」と定義し、②その故意・過失による漏洩行為のみならず、取得方法が違法・不当とされる「特定取得行為」や未遂、共謀、独立教唆、煽動行為にも広く罰則規定を設け、③そのうち故意の漏洩及び特定取得行為に対しては、最高で 10 年の懲役刑を科す可能性を示すなど重罰化をめざし、④「秘密情報を取り扱わせようとする者」に対して適性を有するか否かを評価するための広範な調査（適性調査）を行うことができるものとされている。

2 しかし、本法案には以下のとおり、看過することのできない重大な問題点がある。

第 1 に、仮に刑事罰を科してまで保護すべき秘密情報があるとしても、それは国家公務員法等の現行法制で対処することが可能であり、秘密保全法を制定する必要性があるのか大いに疑問である。政府が理由として挙げた尖閣諸島沖衝突事件映像の事件については、そもそもこれは秘密情報の漏洩とは言えない事案であって、国家公務員法違反が問われたが起訴猶予となっており、本法案が必要とされる理由には該たらない。

第 2 に、何が「特別秘密」に該当するかについて、一定の限定こそかけてはいるものの、曖昧かつ広範のそしりを免れることはできず、罪刑法定主義（憲法 31 条）に違反するものと言わざるを得ない。また、その判断は「特別秘密」を取り扱う各行政機関に委ねられており、恣意的に運用されるおそれが払拭できない。

第 3 に、報告書が想定する法定刑は、国家公務員法上の同様の行為に対する最高刑が懲役 1 年であることと比較しても、その重さは異様である。

第 4 に、これらのことは、国民の知る権利やメディアの取材の自由・報道の自由に対して大幅な制約及び絶大な萎縮効果をもたらしかねず、憲法が保障する表現の自由（21 条）を

脅かすものである。時の政権が自らにとって都合が悪いと考える情報を「特別秘密」扱いとし、漏洩や情報の取得活動に対して重い刑事罰を科すようでは、原発事故をめぐる一連の事態で如実に示されたように、政府の情報隠しにさらに拍車がかかりかねない。

第5に、適性評価制度については、「秘密情報を取り扱わせようとする者」として調査の対象となる者が無限定に広がることとなりかねない。また、調査内容は本人の日ごろの行いなどのほか家族構成などにも及び、運用方法によっては、対象者のプライバシー（憲法13条）や思想・信条の自由（憲法19条）が侵害されかねず、差別的取扱いの禁止の原則（憲法14条）にも違反しかねない。

- 3 国民主権原理のもとでは、国政に関する情報はすべて国民に開示されるのが大原則であって、開示されない情報は厳格な要件のもとに例外とされなければならない。ひとたび国民に情報が秘匿され、また国民が情報の取得に萎縮するようなことがあれば、国民は政府の政策を的確に評価し批判する力を奪われてしまい、侵略戦争に突き進んだ戦前の過ちを繰り返すことになりかねない。これまでも沖縄返還時における密約問題や東日本大震災時における原発事故情報の秘匿など、政府の情報隠しについては枚挙に暇がないことに鑑みれば、国民による不断の監視の必要性はますます重要になっていると言えよう。

本法案は、1980年代に制定を狙われた「国家秘密法案」に比べても、「特別秘密」の定義の中に「公共の安全・秩序の維持」が加わり、かつ罰則規定が拡大されており、市民生活が脅かされる危険性が格段に高まっている。かつて国家秘密法案が国会に提出されたとき、青年法律家協会弁護士学者合同部会は、国民の広範な反対運動と連帯してこれを廃案に追い込んだ。今回の秘密保全法案は、かつての国家秘密法案よりもさらに市民の自由と権利を奪う内容であって、到底看過することはできない。

当部会は、憲法を踏みにじる本法案の内容を広く明らかにして危険性を訴えていくとともに、政府及び各政党に対して、そもそも本法案を国会に提出させないよう強く求める。

以 上

2012年6月13日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議 長 鳥 海 準